

平成 27 年 8 月 3 日  
調査及び立法考査局  
政治議会調査室・課

## 米英独仏の主な選挙運動規制

規制対象	アメリカ (注)	イギリス	ドイツ	フランス
選挙運動期間	規制なし	規制なし	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民議会選挙：投票日の 20 日前から</li> <li>・その他の選挙：投票日の前週月曜日（13 日前）から</li> </ul> <p>* フランスでは、我が国におけるような事前運動規制の概念はなく、上記の期間は、ポスター、回状、投票用紙等の使用、政党の政見放送等に制限が加えられる趣旨である。また、視聴覚メディアによる商業宣伝の利用禁止等についても禁止期間が設定される。なお、元老院選挙の選挙運動については、間接選挙であることもあり、回状、投票用紙等の一部の手段だけが法令により言及されている。</p>
戸別訪問	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
文書頒布・掲示	原則として規制なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票に影響を与える、候補者に関する虚偽文書の作成及び発表の禁止</li> <li>・特定候補者等の当選により事業を停止する等の脅威を与える印刷物を被雇用者に対して配布すること等の禁止</li> <li>・切手等のない配達物等を郵便受けに入れることの禁止（選挙運動用ビラ等を郵便受けに入れてはならない）（連邦法規定）</li> </ul>	原則として規制なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者の選挙運動のためのビラ、プラカード、ポスターまたは文書等への、印刷者及び発行者の住所及び氏名の記載義務</li> <li>・当該場所の所有者その他の利害関係者の了承なしに広告物を掲示することの禁止</li> <li>・投票用紙に似せた文書の発行の禁止</li> </ul>	原則として規制なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターへの、掲示責任者の氏名の明示義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポスター：               <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票日 6 ヶ月前の月はじめから、公営ポスター掲示場以外の場所への掲示の禁止（それ以前は他の場所に掲示することが可能。公営ポスター掲示場は、選挙運動期間中設置される）</li> <li>・1 公営掲示場当たり、選挙用ポスター 2 枚(594×841mm 以下)、選挙集会告知用ポスター 2 枚(297×420mm 以下)まで</li> </ul> </li> <li>○ 回状 (circulaire、法定ビラ)：               <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票日前日（0 時）以降の配布禁止</li> <li>・1 人の候補者について、1 回の投票当たり 1 種類 (210×297mm 以下)。原則として選挙管理機関により配布</li> </ul> </li> <li>○ 投票用紙 (bulletin)：               <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票日前日（0 時）以降の配布禁止</li> <li>・105×148mm 以下（候補者 1 人の場合）。原則として選挙管理機関により配布</li> </ul> </li> <li>○ その他の文書 (autres documents)：投票日前日（0 時）以降の配布禁止               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターや回状に、トリコロール（青・白・赤のコンビネーション）を用いることの禁止</li> </ul> </li> </ul>
マニフェスト	規制なし	規制なし	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙宣伝のための出版の自由が認められるため、出版物の形式であれば、時期を問わず配布可能。この場合、出版物は主として新聞・定期刊行物が想定されている。有料・無料の別は問われない。特別号を編集し特定候補者の選挙宣伝をすることも可能。ただし、出版物による商業宣伝を利用することは、一定期間禁止される（下記「テレビ・ラジオ・新聞等の利用」参照）</li> </ul>
演説会	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜 9 時から朝 8 時までの道路上での拡声器の使用の禁止</li> <li>・公道において通行の妨害となる行進や集会の禁止</li> </ul>	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙集会 (réunion) の開催：               <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 公の許可、開催宣言は不要</li> <li>(ii) 閉じられた場所で行わなければならない（道路では不可）</li> <li>(iii) 投票日前日まで開催可能</li> <li>(iv) 3 人以上の者で事務局を形成しなければならない</li> <li>(v) 午後 11 時までに閉会しなければならない</li> <li>・街頭演説は認められない（上記(ii)の条件による）</li> </ul> </li> </ul>

規制対象	アメリカ（注）	イギリス	ドイツ	フランス
テレビ・ラジオ・新聞等の利用	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料政治広告の禁止</li> <li>選挙人に影響することを意図した放送をイギリス国外から行うことの禁止</li> </ul>	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票日の6ヶ月前の月はじめ以降、選挙宣伝の目的で、(i)出版物（新聞・定期刊行物等）、(ii)テレビ・ラジオ等の視聴覚メディアによる商業宣伝を利用することの禁止</li> <li>投票日前日（0時）以降、テレビ・ラジオ等の視聴覚メディアを通じて、選挙宣伝のメッセージを流すことの禁止</li> </ul>
インターネットの利用	規制なし	規制なし	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票日6ヶ月前の月はじめ以降、商業広告の方法で、インターネットサイトを通じた選挙運動を行うことの禁止</li> <li>投票日前日（0時）以降、選挙運動に係るインターネットサイトの更新の禁止</li> <li>地方公共団体は、その実績や運営の宣伝促進運動となる情報を、投票日の6ヶ月前の月はじめ以降、インターネットサイト上に掲載することの禁止</li> </ul>
その他の選挙運動制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票時間中に、投票所内や投票所の置かれる建物の入口から100フィート以内にある公共施設及び公有地において選挙運動を行うことの禁止</li> <li>介護施設等の建物内や入口から100フィート以内において選挙運動を行うことの禁止</li> <li>解雇の脅迫等を用いて、特定候補者を利用するサービス等の提供を行わせることの禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動員のうち、何らかの方法で有権者を説得し投票させる（または投票させない）ように影響力を行使する者（canvasser）の有給雇用の禁止</li> <li>虚偽事項の公表の禁止</li> <li>名譽毀損、侮辱的な言動、嫌がらせとなる言動または人種的憎悪を引き起こす内容を含む選挙運動の禁止</li> <li>公共の場において、政治団体との関係を強調したり、政治的目的を宣伝したりするようなユニフォームを着て行う選挙運動の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票日に投票所から100m以内に掲示物禁止</li> <li>投票所内で言葉等により投票人に影響を与える一切の行為の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員による投票用紙、政見発表書（profession de foi）、回状の配布禁止</li> <li>総選挙に際し、投票日6ヶ月前の月はじめ以降、地方公共団体がその実績や運営の宣伝促進運動を行うことの禁止</li> <li>投票日6ヶ月前の月はじめ以降、電話広告用等の無料電話番号（政見等を吹き込んだ自動音声電話）の周知の禁止</li> <li>投票日前日（0時）以降、選挙人に電話を一斉送信することの禁止</li> </ul>
選挙運動費用の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、制限なし</li> <li>大統領選挙において、公的助成を受領する者に対してのみ、制限あり ※2012年大統領選挙における支出限度額（連邦法規定）           <ul style="list-style-type: none"> <li>○予備選挙の候補者：約4562万ドル（基本の支出限度額。実際には、基本の限度額に20%の支出免除相当分が加わり、5,474万ドル。ただし、州ごとの制限あり。）</li> <li>○政党の候補者指名全国大会：1,825万ドル（2014年に廃止）</li> <li>○本選挙の候補者：約9,124万ドル</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動費用の支出制限 ※選挙期間前の準備期間についても、候補者の支出制限が設けられる場合あり 下院議員選挙の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>○政党               <ul style="list-style-type: none"> <li>【支出限度額】                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①又は②のいずれか大きい金額                       <ul style="list-style-type: none"> <li>①：3万ポンド×候補者を擁立した選挙区の数</li> <li>②：81万ポンド（イングランド）、12万ポンド（スコットランド）、6万ポンド（ウェールズ）</li> </ul> </li> <li>【制限の適用期間】                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・総選挙の投票日以前365日間</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○候補者               <ul style="list-style-type: none"> <li>【支出限度額】                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・県選挙区 7,150ポンド+7ペニス×有権者数</li> <li>・都市選挙区 7,150ポンド+5ペニス×有権者数</li> </ul> </li> <li>【制限の適用期間】                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が解散され候補者になった日から投票日まで</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	・制限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動費用の支出制限 下院議員候補者の場合： (3万8000ユーロ+選挙区人口×0.15ユーロ) ×1.26</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票に関連した脅迫・買収・詐欺等は处罚の対象となる。</li> <li>投票に関連した脅迫等は連邦法でも处罚の対象となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買収等は腐敗行為として处罚と連座の対象となる（1883年腐敗違法行為防止法で確立）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買収、強要、選挙の妨害及び投票の秘密の侵害等は处罚される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票に影響を及ぼすために、選挙人に金銭、物品等の利益を供与する、或いは供与する約束をした者は、处罚される。</li> <li>投票に影響を及ぼすために、選挙人に暴行、脅迫等をする者は、处罚される。</li> </ul>